

一般財団法人全国市町村振興協会助成金審議委員会の設置に関する規程

平成 22 年 2 月 26 日 規程第 96 号
改正 平成 22 年 12 月 21 日 規程第 101 号
改正 平成 26 年 6 月 12 日 規程第 15 号

(設置)

第1条 一般財団法人全国市町村振興協会（以下「全国協会」という。）に、助成金審議委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 委員会は、全国協会定款第4条第2号に規定する助成について、調査審議を行うとともに、必要に応じて、当該事業内容、実施方法等に関して、理事長に提言する。

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

2 委員は、地方公共団体の長及び学識経験者の中から理事長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員会に委員長を置き、委員の中から互選する。

(召集等)

第4条 委員会は、理事長が召集するものとし、委員長が議長の職務を行う。

(関係者の出席)

第5条 委員会は、必要があるときは、全国協会の役職員の出席を求めることができる。

(事務)

第6条 委員会の事務は、全国協会業務部が行う。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月21日規101）

この規程は、平成22年12月21日から施行する。

附 則（平成26年 6月12日規15）

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。